

下水道等の使用料金 を改定します

市の下水道等(公共下水道、農業集落排水、戸別浄化槽)使用料について、合併前の料金体系を引き継いで運用してきましたが、平成21年7月請求分から統一した料金に改定します。

皆様には、経済的なご負担をお願いすることになりますが、これからも下水道事業など生活排水処理事業の効率的運用とサービスの向上を図り、快適な生活環境の確保に努めますので、ご理解とご協力をお願いします。

公共下水道使用料金（１ヶ月）

■阿仁合・合川・鷹巣・米内沢の各処理区

区 分	汚 水 排 除 量	料 金
基本料金	10㎥までの分	1,365円
超過料金 (1 ㎥につき)	10㎥を超え20㎥までの分	147円
	20㎥を超え30㎥までの分	157.5円
	30㎥を超え40㎥までの分	168円
	40㎥を超え50㎥までの分	178.5円
	50㎥を超え100㎥までの分	189円
	100㎥を超える分	199.5円

阿仁戸別浄化槽（１ヶ月）

料 金	1 世帯あたり
	2,835円

農業集落排水使用料金（１ヶ月）

■脇神、坊沢／浦田、前田／三木田、鎌沢、三里、上杉、下杉、木戸石、増沢、羽根山、根田芹沢、西の各処理区

料 金	1 世帯あたり	世帯人員あたり
	1,575円	420円

■根子処理区

区 分	汚 水 排 除 量	料 金
基本料金	10㎥までの分	1,365円
超過料金 (1 ㎥につき)	10㎥を超え20㎥までの分	147円
	20㎥を超え30㎥までの分	157.5円
	30㎥を超え40㎥までの分	168円
	40㎥を超え50㎥までの分	178.5円
	50㎥を超え100㎥までの分	189円
	100㎥を超える分	199.5円

お問い合わせ 上下水道課・業務班 ☎72 - 3113

水道料金・水道加入金 を改定します

市の水道料金については、現在は合併前の各地区ごとの料金体系に基づいて運用していますが、平成21年6月使用分(7月請求分)から、簡易水道及び小規模水道の料金を、今後の収支計画等に基づいた料金に改定・統一します。また、合川地区及び森吉地区の区域でのみ必要であった水道新設のための加入金について、市内全域で納付を求めることとなりますので、その概要をお知らせします。

■水道料金（１ヶ月） ➡ ➡ ➡ 平成21年6月使用分(7月請求分)から変わります

給 水 地 区	基 本 料 金	超 過 料 金
【鷹巣地区】 綴子、向黒沢、 坊沢 七座、摩当、小猿部、川口、小ヶ田、李岱 (一部上水道給水地区を除く) 【合川地区】、【森吉地区】、【阿仁地区】	1,850円 (使用水量10㎥まで)	210円 (10㎥を超える分 1 ㎥につき)

■水道加入金 ➡ ➡ ➡ 平成21年7月1日から水道を新たに設置する場合は市内全域で必要です

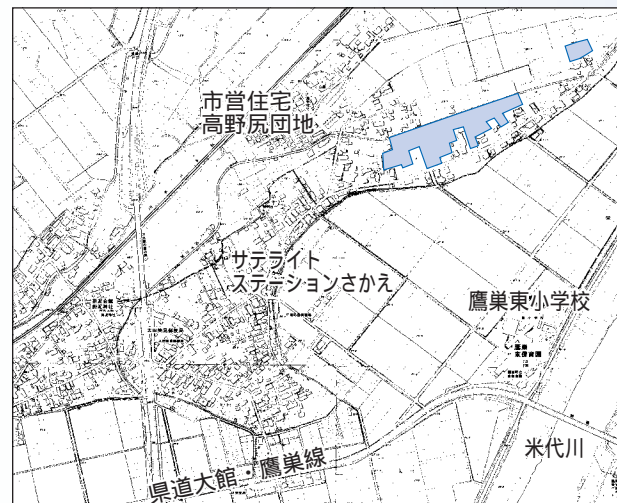
メー ター 器 の 口 径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm以上
水道加入金	63,000円	105,000円	157,500円	157,500円	420,000円	管理者が定める額

現在水道を利用している方は新たな負担は必要ありません。鷹巣地区及び阿仁地区で平成21年7月1日以降に新規加入、又はメーター口径を増径する場合は加入金が必要です。(合川地区及び森吉地区では、従来と同様に加入金が必要です)

お問い合わせ 上下水道課・業務班 ☎72 - 3113

供用開始 4月1日(水) から 下水道の使用区域が拡大されます

■鷹巣処理区



下水道の使用できる区域が広がります

■鷹巣処理区

綴子字太田屋敷後、高野尻の各一部

■米内沢処理区

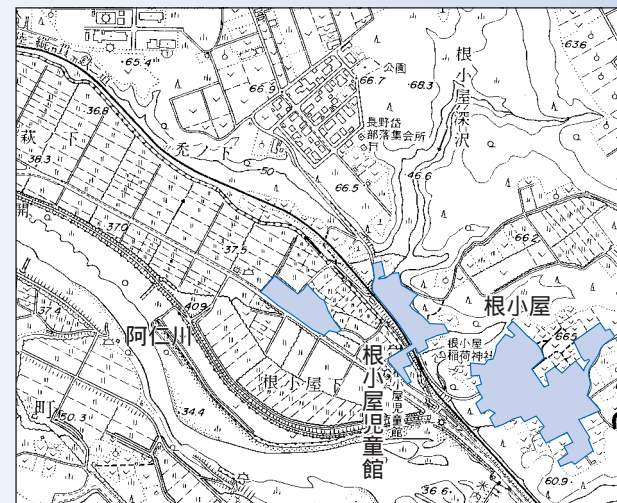
米内沢字根小屋の各一部

が新たに加わりました。

お問い合わせ

上下水道課・下水道班 ☎72 - 5248

■米内沢処理区



一日も早い機会に下水道へ加入し、生活環境の改善・向上と公共用水域(河川等)の水質向上・保全にご協力をお願いします。

なお、市では、トイレの水洗化工事を助成するため、無利子の融資あっせん制度を設けています。希望される方は、排水設備工事の申込みをされる際に、指定工事店へその旨申し出てください。

既に供用開始された区域の皆さんは、水洗トイレへの改造は供用開始から3年以内となっていますので、速やかな下水道への加入をお願いします。

『浄化槽設置整備事業補助金』を統一します

市では、浄化槽設置整備事業(個人設置型)補助金について、合併前の補助金交付体型を引き継いで運用していましたが、平成21年4月1日から次のとおり統一します。

対象区域	人槽区分	補 助 金 額
鷹巣地区 合川地区 森吉地区	5 人 槽 7 人 槽 10 人 槽	当該事業年度に適用される循環型社会形成推進交付金交付取扱要領別表3の「1 区分」が浄化槽である各人槽の基準額に、基準額の1 / 3 (1,000円未満の端数は切り捨て) を加えた額。

計 算 例	5 人 槽	7 人 槽	10 人 槽
補助基準額 (H21年 3 月現在)	352,000円	441,000円	588,000円
統一された嵩上げ額	117,000円	147,000円	196,000円
補助金の合計額	469,000円	588,000円	784,000円

お問い合わせ
上下水道課・業務班
☎72 - 3113